

第14回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和4年9月26日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第14回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地の地目変更届について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

<報告事項>

報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について

報告第2号 事業計画変更について

報告第3号 農地法施行規則第53条(農地又は採草放牧地の転用のため
権利移動の制限の除外)第8項に係る報告書について

<その他>

農地パトロール（休耕田の確認）

出席委員 6名		欠席委員 4名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3		3	桂 慶一郎
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6		6	朝倉 勇二
7	石山 清孝	7	
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

1番 川崎 藤次

4番 岩寄 和実

【開会】 午後1時30分	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第14回南越前町農業委員会総会を開催いたします。 はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、植村委員さん、朝倉委員さん、桂委員さん、田嶋委員さんより欠席のご連絡をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますけれども、1番 川崎委員さんと4番 岩寄委員さんをお願いしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしく願いいたします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>申請人は●●で、譲渡人は南越前町上野にお住いの●●さんです。申請地は上野●●の畑、面積は●m²です。</p> <p>今回、既存の上野集落センターを建替えと駐車場の整備にあたり、隣接している農地を取得するため、申請にいたしました。転用にあたり、取水は上水道、汚水は公共下水道より処理するため付近排水路に処理水を流すことはありません。西側の隣接農地および排水路とは、L型擁壁を整備することにより土砂等の流入防止を図っています。この申請に際し、地元区長や農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、第2種農地と判断されます。第2種農地につきましては、原則許可ができないところとなっておりますが、公益性の高い事業の用に供する場合は、転用が可能となっておりますので今回の申請は転用が可能です。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。
石山委員	はい、報告します。 9月13日に事務局のお二人と小不動委員と私4名で現地確認を行いました。 場所は、今現在上野の集落センターが建っておりますが、その裏手に位置しております。 現況は畑となっておりますが、現場確認いたしますと、作物は何も植えていませんでしたし、集落センターに隣接している場所ですから拡張するため適正な場所だと思います。 町が所有権移転し集落のための施設で、公用性の高い施設ということで問題ないと判断いたします。 以上です。よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および石山委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。
委員	分かったら教えてほしいのですが、この土地を取得する金額はいくらかかるのでしょうか
事務局	土地取得費用は、役場からではなく上野区より所有者へ支払いすると聞いております。上野区が、●●さんより土地を購入し、購入した土地を町へ寄付する予定です。
委員	この集落センター及び駐車場の工事着工はいつですか
事務局	集落センター及び駐車場の工事をするための農地のうち、1筆は農振地ですので、農振除外の手続きをする必要があります。農振除外の手続きは、公告縦覧や県知事への協議など12月末頃までかかるため、本格的な工事着工は来年になると聞いております。
	その他質問はありませんか？ 無いようでございますので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。
【議案第2号 農地の地目変更届について】	
議長	次に、議案第2号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 今回、農地の地目変更届についてご説明します。 5ページをご覧ください。 申請人は、南越前町社谷にお住いの●●さんで、申請地は、社谷●●の田、面積は、●㎡です。 位置につきましては、6ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。 7ページの写真は現地確認の様子です。 申請理由は、8月の豪雨災害で土砂が入り、またほかの場所からも土砂を運び入れて、嵩上げて、畑として利用することとしたいというものです。

議長	はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動産委員さんをお願いします。
小不動産委員 (着座にて)	はい。では、報告いたします。 先程と同様、9月13日に現地確認を行いました。 7ページの写真のとおり一部農地へ土砂が入っていましたし、他からも土砂を搬入して嵩上げし、田から畑にして農地を有効利用するためのものであることから問題はないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および小不動産委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
【議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について】	
議長	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議案第3号についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。計画変更にかかる箇所は、上野●● 田、面積は、●㎡のうち●㎡です。 9.10ページをご覧ください。 南越前町長から、南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を求められています。 町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地を除外するときは、農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。 除外する手続きには、①農用地区域以外に代替えすべき土地がないこと、②農業上の効率的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、③農業経営者の農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、④土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、⑤農業生産基盤整備事業完了後、8年経過していること、以上5つの要件をクリアしなければ、基本的には変更は認められておりません。 今回1件の申請がございましたが、先に議案第1号で説明した案件で、上野地区の集落センター建替えと駐車場の整備するにあたって、必要な面積のみ農振農用地の除外とする計画で、先に説明した5つの要件をクリアしています。 現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、日野川土地改良区、南条土地改良区、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中でございます。 場所は、11ページの赤く塗りつぶしているところです。 今後の流れはこれからご審議をしていただくこととなりますが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができたらおおむね30日間の農業振興計画案の公告縦覧を行い、縦覧期間満了の翌日から15日間の異議申出期間が終了しましたら、知事へ協議し、同意をいただき正式に変更計画の公告後転用の許可

	<p>となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について】	
議長	<p>報告第1号「認定電気通信事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号について説明いたします。認定電気通信事業者による事業計画ですが12ページをご覧ください。認定電気通信事業者が行う携帯電話の中継施設の設置に伴う農地転用の許可は、不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は楽天モバイル株式会社で申請地は南越前町中小屋●●、面積は●㎡のうち●㎡の田です。事業目的は、携帯電話基地局の設置でございます。本届出については、所有者、地元区長の同意が得られています。</p> <p>設置場所については13.14ページをご覧ください。コンクリート柱及びアンテナを設置します。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
【報告第2号 農地転用事業計画変更申請について】	
議長	<p>次に、報告第2号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料15ページをご覧ください。</p> <p>今回、北陸新幹線工事に伴う農地転用事業計画変更申請が提出されました。</p> <p>申請人は●●で、申請地は令和3年10月22日に●●が一時転用の許可を受けた3筆のうち2筆は完了したが、残り1筆清水●●について、●●が事業承継するものです。</p> <p>位置につきましては、16ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所になります。</p> <p>17ページは、令和3年9月の農業委員会へ提出された現地写真となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>この新幹線事業の工事用水を消雪等に使用し、残りは、清水川に流すと聞いているが、氾濫の危険はないのか、どのくらい流すのかなど集落に説明がないし、役場ではどこの課も聞いていないようだ。この機会に事業者を確認していただきたい。</p>
事務局	<p>事業者を確認し、11月の農業委員会総会にて報告させていただきます。</p>

議長	<p>他に質問はありませんか</p> <p>無いようでございますので、報告第2号は承認されました。</p>
<p>【報告第3号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】</p>	
議長	<p>次に、報告第3号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。18ページをご覧ください。</p> <p>これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は●●です。</p> <p>申請地は清水●●の田ほか2筆の農地、面積合計●㎡です。事業目的は、北陸新幹線、越前市、南越前町高架下整備工事に伴う工事用道路、工事ヤードのためです。</p> <p>申請地につきましては、19ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。20ページ計画平面図となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局よりその他の事項はありませんか。</p>
<p>【その他】</p>	
事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局から2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、農業委員会活動記録簿のご報告をお願いいたします。まだ未提出の方は、早急に提出してください。</p> <p>2点目ですが、農地パトロールのお願いです。7月にも農地パトロールの依頼をしたところですが、なかなかパトロールしてくださいといっても難しいですので、こちらで休耕田と確認しました地図を用意させていただきました。お手元に担当する地区についての細目書が休耕田となっている資料の抜粋と地図がありますのでご覧ください。まず細目書をみていただくと地番の横にナンバーが入っております。東大道の横に1と入っていましたら、地図の東大道1を見てください。その中で、✕印がついている場所が、休耕田です。その休耕田について所有者の意向など確認し、遊休地になってしまうもののみ役場へ報告していただきたいです。この資料は、同じように最適化推進委員の皆さんにも送付します。休耕田が遊休地へのならないよう農業委員会の委員さんの活動をお願いいたします。</p> <p>お手元に福井県農業会議から送られてきました農地利用最適化の手引きがありますので参考にしてください。</p>

【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、11月24日か25日午前11時からお願いしたいと思っております。午後から農業委員会委員、最適化推進委員、認定農家さんに対し、講演会を予定しております。農業委員会総会を11時から、そのあと1時から講演会を計画しております。場所につきましては、第1会議室で行う予定です。</p> <p>今現在講演していただける講師へ依頼中ですので、日程が確定しておりません。決まり次第改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>11時から総会、1時から講演だと丸1日つぶれてしまうため、全部を午後からとならないか。</p>
事務局長	<p>今はまだ、事務局案ですので、変更可能です。日程を午後からで調整させていただきます。決定次第通知します。</p> <p>それでは以上をもちまして、第14回南越前町農業委員会総会を終了いたします。閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
川崎会長職務代理者	<p>はい、お疲れ様でございました。</p> <p>次回、第15回の農業委員会総会は、午前中に総会午後からは講演会ということでございます。全員が元気に顔を出していただきたいと思います。</p> <p>本日の総会、お疲れ様でございました。</p>
【閉会】 午後2時00分	